

令和4年度 第2回福岡市屋台選定委員会 議事録

1 日時・場所

令和5年2月1日(水) 10:00~10:58

TKP ガーデンシティ PREMIUM 天神スカイホール メインホールB

2 出席者

(委員) 森田委員長、八尋副委員長、梅山委員、乙津委員、鬼塚委員、
笹山委員、堤田委員、南原委員、松尾委員、于委員

(事務局) 経済観光文化局 天本局長

吉田理事

富田国際経済・コンテンツ部長

濱田まつり振興課課長(屋台の魅力向上担当)

保健医療局

平野食品安全推進課長

住宅都市局

渡邊運営課長

道路下水道局

山口路政課長

博多区

空閑維持管理課長

中央区

小島管理調整課長

3 議題

- (1) 会議の公開について
- (2) 2次審査(書類審査・面接審査)の結果
- (3) 今後のスケジュール

4 議事

(事務局)

経済観光文化局長の天本でございます。

本日は、ご出席を賜り、ありがとうございます。

今回の屋台営業者の公募では、募集した区画の数が13に対して、65名もの応募があり、応募の倍率は過去最高の5倍となりました。

たいへん多くの反響をいただいて、屋台営業の魅力を広く伝えることができたという手応えを感じております。

審査部会の委員の皆様におかれましては、沢山の応募があった中で、書類審査、面接審査と大変なご尽力をいただきました。

前回の選定委員会は昨年8月。そこから公募を開始して、ここまで約半年という長期にわたり、ご審査いただいたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

今回は、これまでの審査部会における審査の結果を踏まえまして、屋台の営業候補者の選定について、ご議論いただくこととなります。

新しい屋台が誕生することによって、福岡の街に、これまで以上の賑わいや活力を創り出したいと考えております。

本日はよろしく願いいたします。

(1) 会議の公開について

(委員長)

それでは、次第に沿って議事を進行いたします。

まず、議事(1)「会議の公開について」です。

今回は、議事(2)において、屋台営業候補者及び補欠候補者の選定について議論していただく予定です。

議事(2)では、屋台営業候補者等の経歴など、個人情報を含んだ議論が想定されること、個人の事業に関する情報で公にすることにより、個人の利益を害する恐れがあること、また、屋台営業候補者等の選定に直接関わるため、関係者などが傍聴した場合に、適正な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあることから、議事(2)のうち、屋台営業候補者(案)及び補欠候補者(案)に関する部分については「非公開」としたいと思います。

一方で、議事(2)の中でも、審査概要など個別の審査結果に関わらない部分については「公開」としたいと思います。

従いまして、資料1-1の項目に沿って考えると、「1 審査概要について」は「公開」、「2 審査結果及び屋台営業候補者(案)について」及び「3 補欠候補者(案)について」は「非公開」としたいと思いますが、いかがでしょうか。

— 委員から異議なし —

では、本日は議事(2)以外を公開とし、議事2についても、個別の審査結果に関わる部分のみ「非公開」で進行していきたいと思います。

なお、非公開議事後、公開議事を再開する前に、非公開議事の概要を、可能な範囲で私から説明いたします。

それでは、議事(2)「2次審査(書類審査・面接審査)の結果について」ですが、資料1-1の「1 審査概要について」、審査部会長の八尋委員より説明をお願いします。

(審査部会長)

お手元の資料1-1をご覧ください。

1の「審査概要について」説明します。

審査の経過ですが、今回は、65人の方から応募があり、そのうち57の方が1次審査を受験されました。

事前に設定していたボーダーラインは「平均点の8割以上、かつ募集区画総数の1.5倍まで」というものでしたが、これに従うと、1次審査通過者は20人となり、この時点で半数以上の方が不合格となる状況でした。

この点については、昨年8月の選定委員会でご承認いただいたとおり、委員長と協議を行い、合格者数を調整できるようにしておりました。

今回は、できるだけ多くの方から、屋台への思い、考えをお聞きした上で、営業候補者を選定することが重要と考え、「平均点の8割以上、かつ募集区画総数の3倍まで」とし、1次審査受験者の2/3に当たる、39人を1次審査通過者としました。

そして、38人の方から営業計画書が提出され、最終的には34人の方が、書類審査と面接審査を受験されました。

続いて、2次審査の内容を説明します。

書類審査は、昨年12月9日から今年の1月5日までの期間で実施しました。

今回は、受験者が非常に多かったため、営業計画書の内容をしっかりと審査できるように、委員1人当たりの審査件数を絞る必要があると考え、審査を3人ずつで担当することとしました。

なお、私は、必ずその3人うちの1人となり、全員の審査を担当しました。

配点ですが、昨年8月の選定委員会でご承認いただいたとおり、100点満点で、審査項目と配点は、資料1-2に記載しているとおりです。

次に、面接審査ですが、1月13日から22日まで間の計6日間で実施しました。

審査担当は、書類審査を担当した3人の委員としました。

配点は、50点満点で、審査項目と配点は、資料1-2のとおりです。

面接時間は、応募者1人あたり20分としました。

最後に、評価方法ですが、書類審査の採点結果と面接審査の採点結果の合計で評価しました。

具体的には、審査を担当した3人の委員が、それぞれ書類審査と面接審査の合計点を出し、その平均をとりました。

なお、受験者によって審査を担当した委員が異なるため、有利・不利が発生しないように、偏差値を活用して、各委員の採点結果を平均50点となるように換算しました。

審査概要の説明は以上です。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

(委員長)

以上の説明について、何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

— 委員から意見・質問なし —

(委員長)

ご意見・ご質問が無いようですので、次に進みたいと思います。

続きまして「2 審査結果及び屋台営業候補者（案）について」、そして「3 補欠候補者（案）について」でございますが、これは、個別の審査結果に関わる部分となりますので、ここから「非公開」としたいと思います。

傍聴者、報道関係者の方は、退室をお願いいたします。

事務局は、議事の準備をお願いいたします。

【傍聴者、報道関係者退出】

(委員長)

それでは、部会長より、「2 審査結果及び屋台営業候補者（案）について」そして「3 補欠候補者（案）について」それぞれ説明をお願いします。

(審査部会長)

それでは、2の「審査結果及び屋台営業候補者（案）」について説明します。資料1-1の中段の表をご覧ください。

今回は、昭和通、清流公園、天神中央、渡辺通、長浜の5地区・計13区画で営業候補者を募集しました。募集区画は、資料1-3に記載のとおりです。

そして、2次審査の結果、全ての募集区画において営業候補者を選定するというのが、審査部会（案）となります。

個々の審査結果については、事務局が配布した資料1-4「2次審査結果一覧表」にまとめておりますので、そちらをご覧ください

まず、表の見方ですが、左端から順に、受験者を識別するための「審査記号」「得点」「順位」「営業地区」を記載しています。右端には、「屋台の概要と審査部会意見」を記載しています。

なお、今回は、多数の応募をいただいたこともありまして、他の応募者よりも更に優れた点を見極め、評価することが重要なポイントとなりました。今回選定されなかった応募者については、資金や収支の計画内容や、独自の取組の評価が低かったため、選外となったと考えています。

それでは、上から順に、個々の審査結果について説明します。

今回は受験者が多いため、営業候補者に選定すべきと評価した13人の方を中心に、説明させていただきます。

まず、長浜グループ応募の審査記号□と□の方です。

長浜グループが第1希望の場合は、優先して審査することとしておりましたので、まず、この2人の評価を行い、長浜地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、審査記号□の方です。

個人応募の中で1位の評価となり、□地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、審査記号□の方です。

2位の評価となり、□地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、審査記号□の方です。

3位の評価となり、□地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、審査記号□の方です。

4位の評価となり、□地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、審査記号□の方です。

5位の評価となり、□地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、審査記号□の方です。

6位の評価となり、□地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、2つ下、審査記号□の方です。

8位の評価となり、□地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、3つ下、審査記号□の方です。

11位の評価となり、□地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

2ページ目をご覧ください。

上から3番目、審査記号□の方です。

14位の評価となり、□地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、3つ下、審査記号□の方です。

17位の評価となり、□地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、3つ下、審査記号□の方です。

20位の評価となり、□地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

以上が、2の「審査結果及び屋台営業候補者（案）」の説明となります。

続きまして、3の「補欠候補者（案）について」説明しますので、資料1-1にお戻りください。

資料1-1の一番下の部分ですが、今回選定する営業候補者が、営業開始前に辞退する可能性があることを考慮し、補欠候補者の選定についても審議を行いました。

その結果、「合格最低点以上の得点者」が9人いましたので、その方たちを全員、補欠候補者にするという審査部会（案）をまとめました。

ここで、資料1-4「2次審査結果一覧表」の2ページをご覧ください。

審査記号□、20位の方ですが、この方は今回の営業候補者（案）の中では、得点が一番低かった方です。

この方よりも上位の得点を獲得しながらも、希望地区との兼ね合いで、営業候補者に選定できない方が9人いらっしゃいます。

具体的に申しますと、1ページ目をご覧いただきたいと思いますが、審査結果の欄

ルール決めをしないとイケないのではないのでしょうか。

新規の屋台がどんどん参入してきて、「組合には入らない」「好きにやらせてもらう」ということになって、困るのは誰でしょうかということです。

その辺の対策がしっかりあるかどうかをお聞かせください。

(委員長)

今の委員からのご質問ですが、これは選定委員会の議事に関する質問事項ではなく、屋台の在り方に関する質問事項かと思えます。

今回は選定委員会ですので、その範囲で事務局から説明をお願いします。

(事務局)

審査に関する審議が終わり、最後に、もしよろしければその他のお話も含めてご意見を賜ることができればと思います。

よろしく願いいたします。

(委員長)

ほかに、何かございますか。

(委員)

□の炉端焼き、それから審査記号□の藁焼き。これは火を直接使うのでしょうか。

屋台というのは防災の部分でどうしても脆弱ではないかと思えます。特に藁焼きというのは、カツオのたたきの時に藁をぼっと焼いて火がかなり上がることがあると思えますが、その点はどうかお考えですか。

(審査部会長)

その点については審査部会でも確認しまして、本当にできるかどうかということと、藁焼きの場合は、風味が移る程度でしかやらないということで、これはできるということ判断しました。

(委員)

わかりました。

その点は十分に注意してやっていただくようお願いいたします。

(審査部会長)

加熱の問題など食品衛生と、それから火事にならないかなど、そういったチェックはしっかり実施しておりまして、できると判断した次第です。

(委員)

私は、毎回選定委員会の席では長浜の募集に手が上がらないということで、皆さんにご相談させていただいていたところですが、今回は長浜の応募がたくさんあって嬉しい反面、若干の不安がございます。

長浜を第1希望にしている方は、しっかり長浜というところを見据えて営業計画も店の成り立ちも考えていらっしゃると思いますが、拝見すると、第4希望、第5希望

で長浜を選ばれた方がいらっしゃいます。過去に何軒か手が上がって選定されて、だけど営業しなかった。要は、最終的には営業しなかったということがありましたので、嬉しい反面、そういう心配があります。

選定するにあたって、その第4希望、第5希望で選定される方々の長浜での営業への決意というか、実際に営業してもらえるだろうかという不安がありますが、説明できる範囲で教えてもらえればと思います。

(審査部会長)

審査部会でもその点は意見がありまして、「あなたは長浜の希望も書いていますが、本当にやりますか。」ということで、面接で再度確認をしました。

中には、希望地区の記入欄を全部埋めないといけないと思って、長浜の希望も書いたという方もいましたが、その方には長浜の希望を外していただき、お手元の資料で長浜の営業候補者としている方は、「長浜でも本当にやります」ということを言われた方になります。

そのため、長浜でもやっていただけるものと信じ、選定したということになります。

(委員)

ありがとうございます。安心しました。

(委員長)

ほかに、何かございますか。

(委員)

委員のご意見に関連しますが、今回長浜のみを希望されている方も複数いらっしゃいます。

その時に、やはり長浜でやりたいという強い意志というか、そういった強い明確な意思などを表示されていれば、可能な限りで教えていただきたいと思います。

(審査部会長)

今回、なぜこれだけ長浜地区の応募が増えたのかと考えたときに、昔の長浜を知っている方から「何とかしたい」という強い思いを感じたのと、もう一つ、長浜にはマンションなどが立ち並んできて、可能性を感じている方もいらっしゃって、そういう方が「是非長浜でやりたい」ということで、手を挙げられたのではないかと思います。

長浜については、今後、新しい屋台のムーブメントの一つとして期待できるのではないかと感じたところです。

それで選定するという事にいたしました。

(委員長)

ほかに、何かございますか。

(委員)

補欠候補者に関する確認ですが、今回、7位以降の方で複数の方が補欠候補者となっています。

これは、その地区で空きが出た場合、辞退が出た場合、その地区で優先して選定するか、あるいは、一人どこかで空きが出たら、今回の補欠候補者では最上位になる審査記号□の7位の方が、空きの出たところで営業されるかどうかを確認されるのか。

そのどちらかということで、分かりますでしょうか。

(事務局)

補欠候補者ですが、当初の希望順位にかかわらず、委員がおっしゃる後者の方になりますが、まずは、この表で言いますと審査記号□の方、どの地区が空いても□の方が補欠候補者の1位ということで、お声掛けいたします。「この地区で空きが出ましたが、いかがですか」と確認をしたいと思っています。

理由といたしましては、地区ごとに順番を付けていく方法もありますが、やはり、評価の順位が高い方にお声掛けしたほうがいいだろうということで、整理しております。

以上です。

(委員長)

ほかに、何かございますか。

それでは、「2 審査結果及び屋台営業候補者(案)について」は、営業候補者を13人、そして「3 補欠候補者(案)について」は、補欠候補者を9人とし、その内訳は、資料1-4「2次審査結果一覧表」の記載どおりとしてよろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

それでは、屋台営業候補者は13人、補欠候補者は9人とします。

個別の審査結果に関わる審議は以上です。

それでは、公開議事に戻ります。

傍聴者、報道関係者の方に、入室してもらってください。

【傍聴者、報道関係者入室】

(委員長)

それでは、議事を再開いたします。

まず、先ほどの非公開議事における審議の概要を説明します。

審査部会長から、資料1-1の「2 審査結果及び屋台営業候補者(案)について」は、採点結果、営業候補者に選定すべきと評価した応募者の概要の説明があり、資料1-1の「3 補欠候補者(案)について」は、合格最低点以上の得点者を補欠候補者とする案の説明があったのち、委員全員で審議を行いました。

その結果、資料1-1に記載しているとおり、募集した全13区画において営業候補者を選定するとともに、9人の方を補欠候補者としてとしました。

審議の中では、一部の審査結果に関する詳細の説明、また、提供メニューについての確認、そして長浜での営業についての熱意の確認などの質問がございました。

以上が、非公開議事における審議の概要でございます。

それでは、次の議事に進みます。

議事（3）の「今後のスケジュールについて」事務局より説明をお願いします。

（事務局）

今後の進め方、スケジュールについてご説明させていただきます。

今回営業候補者として選定いただいた方につきましては、6月から7月にかけて、今回、指定した区画で営業開始することになります。

これは当初、募集時点から選定された方には6月7月の2か月間に営業開始してくださいとお伝えしておりますので、それに従って進めていただくものです。

今回、この場で営業候補者を選定していただきましたので、市内部で最終的な決定の手続きをいたします。

その後、今回応募いただいた方、2次審査に進んでいただいた皆様には選定、もしくは選定されなかったというお知らせをお送りすることになっております。

具体的には、来週中にはお知らせしたいと考えております。

今後については、先程、補欠候補者の話もしましたが、もし仮に今回営業候補者として選定していた方が辞退されることになった場合は、補欠候補者の方にお声掛けをして、営業候補者に繰り上げることになります。

資料の右側に補充募集の実施ということで書いておりますが、前回、8月の選定委員会の時にご説明いたしましたが、もし仮に、営業候補者が誕生しなかった空き区画が残った場合には、補充募集として、引き続き空いている区画に限って募集を続ける想定でした。

しかし現時点では、すべての地区で選定されましたし、補欠候補者もいらっしゃいますので、補充募集をすぐに行う想定はございません。仮に、営業候補者が辞退され、補欠の方も辞退され、空きが出た場合には、補充募集を行いたいと考えています。

なお、補充募集の進め方、選考方法については、今回行った形と同じような形で進めさせていただきます。

下にスケジュール表がありますが、太枠で囲んだ第4回公募の通常募集という部分が今お話ししたところで、今回の結果を通知したあと、6月からのスタートに向けて準備に入っていただく営業準備期間ということになり、かつ、もし仮に辞退が出た場合は、4月末までを補欠候補者の繰り上げ期間としたいと考えております。それでもなお空きが出た場合、補充募集を行いたいと考えております。

その下に更新審査と書いておりますが、これは新規の公募とまた別の話で、これまでの公募で選ばれた営業者の方の更新の審査というものがございます。

来年度は、第2回第3回の公募屋台、合計12軒が更新のタイミングとなっております。

ますので、その更新の手続きを行います。

それにあたっては、一番下に選定委員会という項目がございますが、来年度は、選定委員会を開催して更新審査を行いますし、もし仮に、今後空きが出て補充募集をする場合には、補充募集の審査も併せて行わせていただきたいと思いますと考えております。

(委員長)

今後のスケジュールについて、何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

— 委員から意見・質問なし —

特に無いようですので、議事（3）を終了いたします。

以上で、本日予定していた議事は終了しましたが、最後に、今回の公募の振り返りや感想など、何かある方はご発言をお願いします。

(事務局)

では、事務局から先ほどの委員からご指摘いただいた件について回答させていただきたいと思います。

ご指摘の件については、組合の方からもご意見として承っているところです。

今回の公募にあたっては、具体的に清流公園地区については、営業するにあたってのルールとか約束事がございますということを公募時点でお示ししていますし、我々としても組合の活動については支援してきたいと思っています。

何分、組合というのは任意の活動でありますので、我々としても何か強制力を持ったことは現実的には難しいと思いますが、やはり屋台というのは、個別にやるものではなく、連なりで営業していただくものなので、ルールを守っていただく必要もありますし、組合の方の声も聴きながら、個別に対処していますし、これからも組合の皆様と一緒に屋台施策を進めていきたいと考えております。

以上です。

(委員長)

ほかに、何かございますか。

(委員)

私の記憶がちょっと怪しいのかもしれませんが、以前、屋台を出すには地域と共にやっついていかないといけないということで、組合には是非入るようにと、審査の時に一筆書いてもらうという話があったように思いますが、どうでしょうか。

(事務局)

組合については、募集要項でも説明しておりますし、今後、営業候補者への講習会を開催し、組合の方にも来ていただいて、組合の説明や加入してくださいというご案内はいたします。

一筆というのは、特に行ってはおりません。

(委員)

では、私の記憶違いですね。

委員も言われたように、屋台というのは地域と一緒にやっついていかないといけないし、福岡市民が、屋台は汚い、騒音が出ると言っていて、どちらかと言えば、市民はあまり利用していません。

観光面では確かに役立っているでしょうし、それは十分やっているものと思いますが、やはり、地域で共に清掃したりして、福岡市民から「屋台もよくやっている」と認めてもらえるようなことをやらないといけないと思います。

私はたまたま、中洲の連合会長をしていますが、中洲の清流公園の屋台を町内会に加えていただけませんかとお願ひしたことがあります。「信用できない」「あてにならない」そういう返事が平気で返ってきてしまいます。

やはりそこは、市が十分に説得して「地域と一緒にやらなければならない」ということを強く言っていたかかないと、いつまでも解消しないと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

ご指摘の通りでございます。今回の審査においても、審査項目に地域貢献という項目がございます。

書類でも面接の場でも必ずこれは確認しておりまして、地域の清掃を行う、地域のイベントと一緒にやるなど、そういう提案も多数ございました。

やはり、我々も地域の方のご理解なしには屋台営業は成り立たないということは重々理解しておりますし、また、今回の営業者の方にも、それは繰り返しお伝えして、やはり地域の方と一緒にやって応援いただけるように屋台営業を進めていきたいと考えております。

ありがとうございます。

(委員)

ぜひ、その点には重々気を付けて、選定していただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(委員)

自治協議会からお願いがありますが、皆さん、トイレのことをお考えになったことはありますか。市長は屋台の観光化ということをおっしゃっていますが、夜遅くなるとトイレが無くて、「そこでちょっと…」ということになりかねません。

委員は衛生面に関して強くご意見をおっしゃっていましたが、観光化となると、トイレについても何とか考えてもらえないか、自治協議会としてはトイレについて考えてもらえないかと私はいつも思っていますが、応募者の書類には、コンビニやホテルのトイレを借りるということが書いてあります。しかし、コンビニやホテルはトイレを貸すのを嫌がるのではないかと思います。

市議会議員として、公衆トイレに関してどういう考えをお持ちなのか。少し話を聞きたいと私は思っておりますが、委員、いかがでしょうか。

(事務局)

いったん事務局でお伝えできる範囲で説明させていただきます。

現状、屋台から徒歩3分、240メートルの範囲に、公衆トイレは設置されております。また、屋台によっては、事前にコンビニエンスストアやホテル等をお願いをして、使わせていただいている場合もございます。

一方で、委員のご指摘のような問題も事実としてあると思います。そこは、公衆トイレの場所という話もありますが、あとはマナーです。

トイレに限らずですが、お客様の利用マナーに関する注意喚起も大事だと思っておりますので、営業者にトイレに関するマップを掲示していただく、マナーについてお声掛けをしていただくなど、そういった点についても今回の審査項目に入っておりますが、引き続きしっかりと、屋台営業者の方にもお伝えするなど、お客様の利用マナーに関しても、いろいろな形で伝えていきたいと思っております。

(委員)

お客さんをずっと監視しているわけではありませんので、どこで用を足しているのか分からないところがあります。屋台の観光化を考えるなら、やはり、トイレについても考えていただかないと。

屋台の方から聞いたことがあります、トイレが利用できなくなったら店を閉めるそうです。屋台には屋台なりの言い分があると思いますし、我々も屋台を選ぶ以上は、市には、トイレを整備して衛生的にやっているということを明記していただかないと、私達も真剣に選ぶことができません。

この会議には、市議会議員の方も出ておられますし、市長が観光化とおっしゃるなら、そういうところはもうちょっと詰めて考えてもらいたいということです。

委員がこれまでおっしゃってきた長浜については、今回、良い結果が生まれて非常に良かったと思いますが、市議会議員の皆さんには、トイレについても努力をしてもらいたいという気持ちがあります。

公衆便所をキレイにというか、屋台営業者が掃除すると明記してもらえると、選ぶ側の立場としても、こういう説明をしていますと言いやすくなります。市では水道や電気の整備をやってきましたし、昔と比べたら全然違います。やろうと思えばできるのではないかと私は思いますので、何とかやっていただきたいと思います。市が作りますと言っても、市議会議員の協力がないとできないと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。しっかりと取り組んでまいります。

(委員)

私は、地域の代表としてこの会議に出ておりますので、トイレのこともしっかりと考えてほしいと思います。そうすれば、私も堂々と会議に出て、堂々と選ぶことができますので、よろしくをお願いします。

(委員長)

ほかに、何かございますか。

皆様、ご意見ありがとうございました。

事務局におかれましては、今いただいたご意見を、次回公募の検討の際に活用していただければと思います。

それでは、進行を事務局へお返しします。

(事務局)

委員長、議事進行ありがとうございました。

以上を持ちまして、選定委員会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、ご審議いただき、誠にありがとうございました。